入札説明書

発掘調査用遺構実測支援システムの購入に係る令和7年防府市告示第46号(以下「告示」という。)による一般競争入札については、関係法令並びに次に定めるところにより実施するので、入札参加希望者は内容を熟知の上、入札に参加してください。

- **1 告示日** 令和7年5月26日
- 2 発注者 防府市長 池 田 豊
- **3 担当課** 〒747—8501 山口県防府市寿町7番1号 防府市契約課

4 一般競争入札に付する事項

- (1) 物品名 発掘調査用遺構実測支援システム
- (2) 購入の内容等 別紙「仕様書」のとおり
- (3)納入期限 令和7年8月29日まで
- (4)納入場所 防府市文化財郷土資料館

5 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者又は同条第2項各号のいずれかに該当して一般競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (2) 国税及び防府市税(法人市民税(個人の場合は市民税)(ともに特別徴収市民税を含む。)、固定資産税及び軽自動車税)の滞納がないこと。(防府市税にあっては、法人の代表者が防府市に住所を有する場合は、代表者を含む。)
- (3) 告示日から入札執行の時までの間に、防府市物品調達等に係る指名停止等措置 要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4)会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (5)入札に参加しようとする者(法人の場合にあっては代表者、個人の場合にあってはその者)が防府市暴力団排除条例(平成23年防府市条例第21号。以下「条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。
- (6) 法人である場合の役員及び使用人又は個人である場合の使用人のうちに暴力団員に該当する者がいないこと。

(7)上記(5)及び(6)に該当する者が条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

6 入札参加資格の審査等

入札に参加することを希望する者は、次に掲げる申請書等を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ただし、令和6・7年度物品調達等指名登録業者名簿に登録されている者については、①のみを提出するものとする。

なお、提出期限までに申請書等を提出しなかった者又は審査の結果入札参加資格を 有しないと認めた者はこの入札に参加することができない。

- (1)提出する申請書等
 - ①一般競争入札参加資格審查申請書
 - ②使用印鑑届/委任状兼使用印鑑届
 - ③法人にあっては登記事項証明書(商業登記簿謄本)(写し可)
 - ④個人にあっては誓約書
 - ⑤暴力団等の排除に関する誓約書
 - ⑥直近1年間の決算書類(決算報告書、貸借対照表及び損益計算書)(写し可)
 - ⑦納税証明書
 - (ア) 防府市税で法人市民税(個人の場合は市民税)(ともに特別徴収市民税 を含む。)、固定資産税及び軽自動車税の「滞納のないことの証明」(写し可) (法人の代表者が防府市に住所を有する場合は、代表者を含む。)
 - (イ) 国税で法人税(個人にあっては所得税)、消費税及び地方消費税の「未納の税額のないことの証明」(写し可)
 - ⑧防府市内に営業所等を有するものにあっては、「課税・納税状況調査に関する同意書」(本社・本店が防府市内にある場合は不要)
- (2)提出方法
 - ①提出期限 令和7年6月6日 午後5時15分
 - ②提出先 〒747-8501

山口県防府市寿町7番1号

防府市契約課

電話 0835-25-2177

- ③提出方法 申請書等の提出は、一般書留若しくは簡易書留による郵送(令和7年6月6日必着)又は持参して提出するものとする。(宅配便は不可とする。)持参の場合は、閉庁日を除く午前8時30分から午後5時15分の間とする。
- (3)入札参加資格の審査は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、入札参加資格を有しないと認めた者については、その理由を付した書面を令和7年6月12日までに発送する。
- (4) その他
 - ① 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

- ② 防府市長は、提出された申請書等を入札参加資格の審査以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された申請書等は、返却しない。
- ④ 提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。
- **7 契約条項を示す場所** 6の(2)の②の提出場所に同じ

8 契約書の作成及び契約保証金

- (1) 契約書は、市の指定する様式とする。
- (2) 契約書の作成に要する経費は、落札者の負担とする。
- (3) 落札決定後、契約締結までの間に落札者が入札参加の資格制限、指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。
- (4) 契約保証金は、免除する。

9 仕様等に関する質疑応答

- (1) 仕様等に関する質問は、別添「仕様等に関する質問書」を提出して行うこと。<u>電話による個別回答は行わない。</u>
 - ① 提出先 6の(2)の②の提出場所に同じ
 - ② 提出期限 令和7年6月17日 午後5時15分
 - ③ 提出方法 ファックス(0835-25-2199)での提出とする。
- (2) 質問に関する回答は、回答書を作成し、防府市ホームページにおいて質問受付後から6月23日までの間に随時行う。

10 入札方法等

- (1)入札書の提出期限等
 - ① 提出期限 令和7年6月30日 午後5時15分 必着
 - ② 提出先 〒747-8501

山口県防府市寿町7番1号

防府市契約課

③ 提出方法 一般書留若しくは簡易書留のいずれかによる(左記に示す方法

以外での提出は無効とする。)。

封筒様式等は別紙「郵便入札の入札方法」によること。

- (2)入札保証金 免除する。
- (3) 入札書について
 - ① 入札参加者は、所定の入札書に記名押印の上、物品名、入札者の氏名又は名称若しくは商号を記載した内封筒に入札書を入れ、入札書に押印した印鑑で封かんすること。封かんした入札書入りの封筒は「郵便入札の入札方法」に則って作成した外封筒に入れ提出すること。
- (4)入札書の記載方法
 - ① 入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税相当額を含まないものとす

ること。

② 入札金額は、本体金額のほか納品に係る経費すべてを含む金額とします。

(5) 入札条件等

- ① 入札執行回数は、3回までとする。
- ② 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、後日2回目、3回目の入札を行う。その日程については1回目の入札執行後に参加者へ連絡する。
- ③ 入札書の記載事項については、これを訂正することはできない。
- ④ 提出した入札書の書換え、差換え又は撤回をすることはできない。
- ⑤ 開札において無効となった者は、落札にいたらなかった場合に行われる再度 入札(2、3回目)に参加できない。

(6)無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ① 入札参加資格のない者がした入札
- ② 入札価格、氏名その他の事項を確認できない入札
- ③ 入札価格を加除訂正した入札及び記名押印のない入札
- ④ 入札者が同一事項について2以上の入札をした入札
- ⑤ 談合その他、不正な行為があったと認められる入札
- ⑥ 入札条件に違反した入札
- ⑦ 当初の入札に参加しなかった者が行った2回目以降の入札
- ⑧ 郵便入札の入札方法によらない入札

11 開札

(1) 開札日時等

開札は下記に示す日時及び場所にて行う。なお開札については入札事務に関係のない市職員に立ち会わせるものとする。

- ① 日時:令和7年7月1日 午前9時00分
- ② 開札場所:防府市役所本館7階 入札執行室
- (2) 落札者の決定方法
 - ① 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - ② 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに入札に立会した者とは別の当該入札事務に関係のない市職員にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。